

医師の意見書が必要な感染症について

保育園・幼稚園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、子ども達が一日快適に生活できるよう、下記の感染症についてかかりつけ医師の診断にしたがい別紙「意見書（医師記入）」の提出をお願い致します。感染力のある期間を配慮し、子どもの健康回復状態が集団での生活が可能な状態となつてからの登園であるようご配慮ください。

○医師が記入した意見書が必要な感染症（**出席停止**となり欠席扱いになりません）

感染症名	感染しやすい期間	登園の目安
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
風しん	発しん出現の前7日から後7日間くらい	発しんが消失してから
水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日 ※腫脹→炎症や腫瘍が原因で腫れること	耳下腺、顎下線又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
結核		感染のおそれがなくなつてから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失し、全身状態が良好であること（抗菌薬を決められた期間服用する。7日間服用後は医師の指示に従う）
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によつていずれも菌陰性が確認されたもの

※インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症・アデノウイルスは出席停止となり**欠席扱いになりません**。

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症・アデノウイルスについては保護者にてご記入頂く書面のご提出をお願いします。

令和6年5月改定